

道路使用許可申請書

13

令和5年9月14日

札幌方面中央警察署長 殿

申請者 住所 北見市常盤町2丁目4-53  
氏名 石北沿線ふるさとネットワーク  
代表 長南進



道路使用の目的	石北本線 存続アピール 玉ねぎ無料配布	電話	(0157-31-0373)
場所又は区間	札幌市中央区南1条西4丁目駅前通り歩道（札幌三越前）		
期 間	令和5年10月3日午前10時から令和5年10月3日午前0時まで		
方法又は形態	通行人に玉ねぎ3ヶ入りのビニール袋とチラシを手渡す、先着300人		
添付書類	企画書		
現場責任者	住所	北見市常盤町2丁目4-53	
	氏名	石北沿線ふるさとネットワーク代表 長南進一	電話 (0157-31-0373)

第3042号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	許可条件別紙の通り
----	-----------

51 52

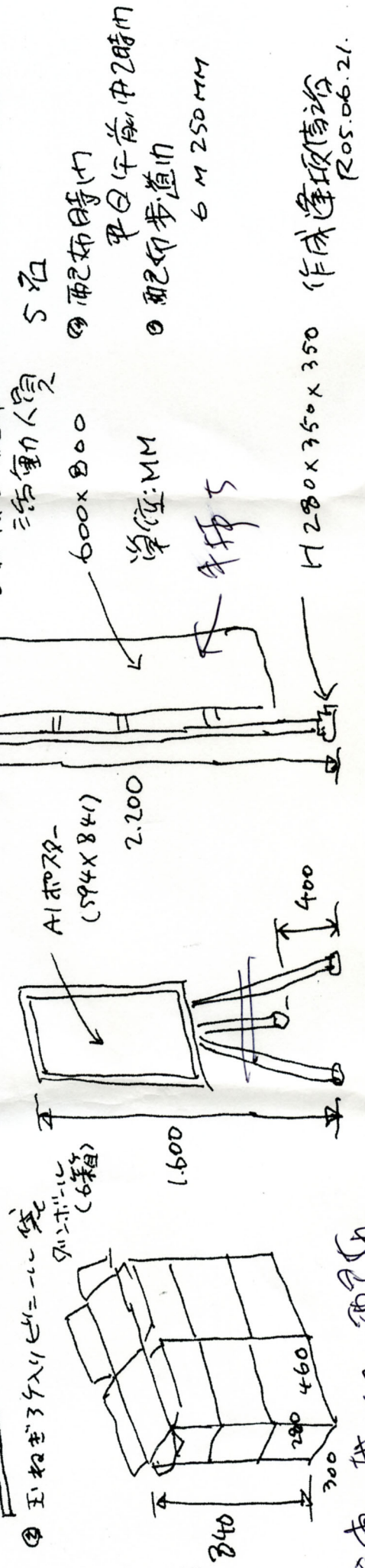
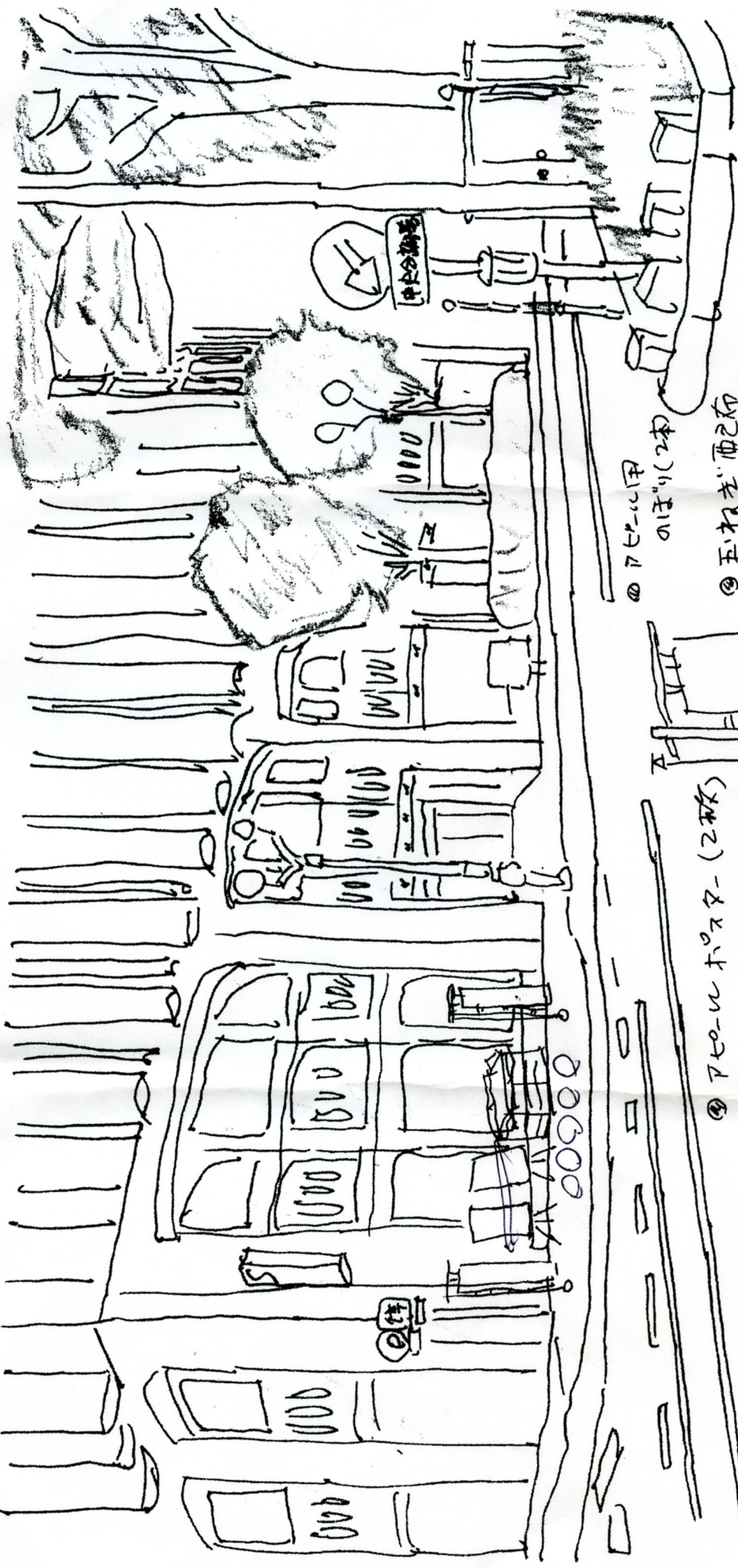
5 年 9 月 13 日  
中央警察署長 印

手数料ちょう付欄

事 項	1 手数料の名称 道路使用許可手数料	4号許可
	2 納付	5 年 9 月 13 日
	3 受領者印	印

- 注 1 この処分については、北海道公安委員会に対して、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。





台車に載せたい